

税制調査会（第23回総会）議事録

日 時：令和5年5月15日（月）9時30分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○中里会長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第23回の「税制調査会」を開会いたします。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りしているとおりでございます。

オンラインで御出席の方につきましても、現在、全員の方々との接続が確認できております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中でパソコンの操作などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡を頂戴できればと思います。

なお、本日もプレスの方々には、別室にてリアルタイムで会議の様態を御覧いただくこととしております。

また、これまでと同様にインターネットでのリアルタイム中継も行っておりますので、お含みおきください。

それでは、議事に入りたいと思います。

今日の議題は「答申について」ということにいたしました。今日は、今後答申に関しての議論を行っていくに当たっての前段の議論ができればと考えております。

また、事務局からは、これまでの当調査会における有識者ヒアリングにおける議論の振り返りなども説明していただき、その上で、皆様から大局的な観点から御意見を頂戴したいと、このように思っております。

それでは、申し訳ございませんが、カメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○中里会長

それでは、議事を進めたいと思います。

私たちの委員としての任期が今年の7月9日までとなっていることにも鑑み、本日から中期答申の取りまとめに向けた議論を開始していきたいと考えております。

冒頭に、少しだけお時間を頂戴いたしまして、今後の答申の取りまとめの議論に向けて、そしてまた本日の議論に関して、皆様にお話をさせていただければと思います。

その後、引き続き事務局からこれまでの議論の振り返りなどを御説明いただきたいと思っております。

当調査会では、令和3年11月に岸田総理から頂戴いたしました諮問に基づき、これまで様々な議論を重ねてきたわけですが、今後、諮問に対する中期答申を取りまとめしていくに当たって、政府税制調査会として答申でお伝えすべき内容について御議論を

いただければと思っております。と申しましても、それだけでは漠としておりまして、何を話していいのかわかるところもあるかと思っておりますので、取りあえずこちらから、これまでの政府税制調査会の活動を振り返りながら、お話をさせていただきたいと思っております。

思い返してみますと、現在の形で第1回目の総会が開催されましたのは平成25年6月でございますから、もう10年たっております。当時の安倍総理から諮問をいただきまして、以降、中長期的な税制の在り方について、委員の皆様と議論を積み重ねてまいりました。

その成果として、平成27年11月には「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方」について論点整理を公表し、また、令和元年9月には「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」として、中期答申を公表いたしました。「経済社会の構造変化を踏まえた」とどちらの表題にもあるわけですが、いずれの取りまとめに関しましても、根底にありますのは、「社会の変化にどう対応していくべきか」という点でございます。デジタル化やグローバル化、働き方の多様化といった社会構造の変化、また環境問題や格差などの社会課題への対応等々、税制のみでは必ずしも対応できないかもしれないことも含めて、当調査会はしっかり目配りをしているということを答申に記載することが重要なのではないかと考えております。

また、国民の皆様の日々の関心事や心配事に関し、何かしら少しでも寄り添えるような、社会の変化に関わる記載を広範に取り扱うことにより、読み手である国民の皆様にとっては、そのような社会情勢を踏まえて税制のあり方が検討されているのだなと御理解、御納得いただくことができるのではないかと考えているわけでございます。

他方で、近年に至るまでの税制の様々な見直しによって、我が国の租税制度がやや複雑化しつつあることは否めない事実であり、租税や経済を専門分野とされている学者や、税務実務家以外の方々にとっては、なかなか複雑であり、興味を持ちにくいものになっていることさえあるのかもしれないと感じている次第です。

国民的な議論を深めていくためには、答申の読み手でいらっしゃる国民の皆様が、基礎的な部分である租税の役割や租税原則、税制改革の変遷など、「税制」に関して深く御理解、御納得いただくことが何よりも重要です。

政府税制調査会においては、今後の税制に関する議論の基礎的な素材として、なるべく概略化して分かりやすいものを提供することで、国民の皆様が税のあり方を自分事として関心を持っていただき、そして御理解いただく。そうした努力を行うことも重要かと思っております。

そうした観点から、皆様の御尽力を得て答申を取りまとめたいと考えておりますので、どうか御協力のほど、よろしく願いいたします。

その初回である本日は、そもそも税とは何かといった点や、租税原則などの租税理論をどう分かりやすく伝えていくのか、そして、これまで当調査会において有識者ヒ

アリングで議論してきた社会の構造変化をどう捉えていくのかといった点について、大局的な視点で皆様から御意見を賜りたいと思います。

それでは、まず机上にあります資料につきまして、事務局の河本調査課長からごく簡潔に御紹介いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○河本主税局調査課長

ありがとうございます。

調査課長の河本でございます。

私の方から、卓上の資料につきまして、簡単に御説明させていただければと思います。

まず、1枚目でございますけれども、ページで言うと2ページ目になります。令和3年11月12日の岸田総理からの諮問でございます。読み上げますと、「人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく。こうした観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を求める。」という諮問をいただいております。

次のページでございますけれども、この諮問をいただいて以降の総会の開催実績について一覧にしております。有識者の皆様から御発表いただいた内容の概要を次の4ページ目から御紹介しておりますので、簡単にこれに触れていきたいと思っています。

4月4日、「デジタル化が社会に与える影響」と題しまして、慶應義塾大学の宮田教授、東京大学の森川教授、同じく東京大学の松尾教授から御発表いただきました。

この中では、デジタル化の進展によって、経済だけでなく環境や人権など様々な価値が可視化できるようになり、多様性に配慮しながら誰も取り残さないという「最大多様の最大幸福」が可能となるといった御意見、御指摘や、AIやディープラーニングの世界で日本ならではのイノベーションが可能ではないのかといった御意見をいただきました。さらに、これまで焦点が当たりづらかったシングルマザーの貧困のような問題にどう対応しやすくなるのかといった論点や、デジタル化・AIを進展させていくためには、人材の流動性を高めていく必要があるといった御意見が提起されておりました。

次のページでございます。4月15日のヒアリングでございますが、「企業の成長や起業」と題しまして、Mistletoe株式会社の孫様、学習院大学の滝澤教授、東京大学の星教授から御発表いただきました。

この中では、いわゆるDAO（分散型自律組織）の誕生や教育訓練の必要性、生産性の低いゾンビ企業を退出させるような新陳代謝が必要であるといった御意見をいただ

きました。

次のページでございます。5月17日には「働き方の変化」と題しまして、神戸大学の太内教授、労働政策研究・研修機構の濱口所長、プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会の平田代表理事から御発表いただきました。

この議論の中では、デジタル技術によって雇用から自営、企業から個人への流れが進んでいて、日本型雇用の見直しが課題であるといった御意見や、職務内容を特定して雇用契約を結ぶジョブ型雇用に日本の大学教育やメンバーシップ型の企業雇用が対応できていないといった御意見、会社員やそれ以外といった個人間だけでなく、企業間の不公平をなくすためにも、働き方に中立な社会保障システムの構築や所得実態の把握を行う仕組みが大切であるといった御意見をいただきました。

次のページでございますが、5月24日は、同様に「働き方の変化」と題しまして、株式会社リクルートの奥本専門役員、株式会社ワーク・ライフバランスの小室代表取締役、東京大学の山口慎太郎教授から御発表いただきました。

この中では、出勤を前提としないオンライン就業や、首都圏と地方をまたぐ副業・兼業など、柔軟な働き方が広がることで新たな人材獲得や活躍の機会が出てくるといった御意見や、子ども・子育て支援は、女性の活躍推進、出生率の改善、次世代人材の育成につながっているといった御意見をいただきました。

次のページ、6月9日でございますが、「ライフスタイル・価値観」と題しまして、株式会社博報堂の生活総合研究所、石寺所長、有限会社インフィニティの牛窪代表取締役から御発表いただきました。

この中では、2020年代は、コロナ禍を通じて自分の基準で幸せを追求してやりたいことを試行錯誤した結果、社会が上書きされていく時代であるといった御意見、若い世代が将来不安を背景に、早い段階で老後のために貯蓄する傾向にあり、またコロナ禍を受けて社会や他者への貢献を望む傾向が強まったといった御指摘、企業は自社の存在意義や社会価値を具体的に宣言していく経営が求められるといった御意見をいただきました。

次のページ、9月7日でございますが、西村あさひ法律事務所の太田弁護士から御発表いただきました。

デジタル化により経済社会が物理的制約から解放されたボーダレスな取引や、利用者データを活用したデータ集積の価値化が進んでいるといったことについて御発表いただきました。

9月9日には、青山学院大学の耳塚教授、早稲田大学の菊池教授から御発表いただきました。

この議論の中では、学力格差というものが親世代の格差が子ども世代でも再生産されているといった点で、教育問題にとどまらず社会問題であるといった御指摘、あるいはコロナ禍によって激変した生活や交流の減少などを起因とする孤独・孤立について

て、自治体や地域を構成する住民が担い手となった対応が必要であるといった御意見をいただきました。

最後に、過去の答申についても概要紙をそれぞれ卓上に置かせていただいています。特に、平成12年の答申が総論と各論部分に分かれた構成になっておりまして、今回御議論いただく総論部分のような基礎的な租税原則や歴史といったものを記載しております。また、令和元年の答申には、経済社会の構造変化というものを総論部分として記載しているという構成になっております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○中里会長

河本課長、御説明どうもありがとうございました。

それでは、これから皆様方からの御意見をお伺いできればと考えております。

先ほど申し上げたように、当調査会においても議論いたしました租税原則などの租税理論をどのように分かりやすく伝えていくのか、あるいは、有識者ヒアリングで複数回議論してきた社会の構造変化をどう捉えていくのかといった点などについて、大局的な視点から御意見をいただければと思います。

それでは、御意見のある方は会場で御出席の方も含め、画面上の「挙手ボタン」を押してください。発言順につきましては、私から指名させていただきますので、指名された方は、会場に御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除していただいた上で御発言ください。

挙手いただいた順に指名をさせていただきますが、それぞれの委員の皆様のお出席可能な時間等の関係で前後する場合がございますので、その点はあらかじめ御了承ください。

それでは、挙手ボタンのプッシュをお願いいたします。

吉村委員、お願いします。

○吉村委員

これまでの議論の振り返りを御紹介いただきまして、どうもありがとうございます。

私、海外調査も派遣をしていただきましたし、そこで感じたことも含めて、一言コメントを申し上げます。

一つには、今回御紹介がありましたように、少子高齢化、働き方の多様化、またデジタル化ということで、様々な課題に直面している一方で、特にデジタル化が代表的かと思えますけれども、新しいことができるようになっていくところも見据えていく必要があるのではないかと考えております。

例えばデジタル化であれば、情報の取得・分析にかかっていた時間を大幅に節減することができるわけですし、場合によっては非常にリアルタイムといいますか、非常に近接した形で、政府として、課税当局として様々な対応ができるというような状況にあります。

そういった中で、各国を見てきましたけれども、VAT、所得税、そして給付という場面では、様々な取組が行われているということかと思えます。その中では、課税当局に期待される役割も変化していくのではないかと感じているところです。

これまで様々な議論の上に現在の税制ができております。冒頭に言及がありましたように、非常に複雑化しておりますけれども、そういった課税当局に期待される、あるいは政府に期待される役割の変化を踏まえながら、各税目について一旦シンプルな形で再定義をした上で、何ができるのかといったことを考えていくのがこれから必要ではないかと思っております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、土居委員、お願いいたします。

○土居委員

これから中期答申に向けて議論する上で、私としても踏まえておく必要のあるものではないかと思うことを少し申し上げさせていただきたいと思えます。

冒頭、中里会長からもお話がありましたように、答申の読み手としての国民に対して、どういうふうに今、日本の税制が置かれている位置、今後どのような方向に向かっていくのかということをもっとより分かりやすく説明していくことはとても大事なことだと思っております。

その点で申しますと、今日の資料の10ページ目にあります平成12年の中期答申は一つのモデルになるものなのではないかと思えます。当時、私は委員ではありませんでしたが、委員をなさっておられた先生方からも、この中期答申は、確かに専門家からすると平易な部分はあるかもしれないけれども、国民に対してどういうふうに税制を理解していただけるかということを一生涯懸命説いたのだというお気持ちも私なりにその先生方から受け止めたということがありました。そういう意味では、一つのモデルということになるのではないかと思えます。

その観点で、一つだけ租税原則について申し上げたいことがあります。平成12年の中期答申もそうですし、それ以前からもそうなのですが、我が国の租税原則といえば、「公平・中立・簡素」であるということがずっとうたわれてきているわけですが、今日の我が国が直面している現状を考えますと、租税原則にもう一つ、「充分性」という原則を付け加える必要があるのではないかと思うわけでありまして。もともと租税原則については、充分性という原則はワグナーの原則の中の一つにも挙げられていて、以前から租税原則の一つとして考えられてはいたわけですが、これまで我が国では「公平・中立・簡素」が、戦後の税制を考えるときの基本原則ということになっていたと思えます。

振り返れば、シャープ勧告もそうであったし、1980年代後半の抜本的税制改革のと

きの原則もそうであったということではあるのですが、その二つの時期に関してあえて今から振り返ると、必ずしも租税の原則として十分性というものを重く見なくてもよかった背景があったのではないかと思うわけであります。

例えばシャープ勧告、1949年ですけれども、財政法が1947年に成立した直後であったと。そのときの財政法第四条は、非募債主義、公債不発行主義と呼ばれていて、赤字国債を出す必要がないというか、出すべきでないというような原則が当時はあったと。ですから、当然として、財政需要に対しては十分な租税収入を確保するということがある種自明であったのだらうと思うわけであります。

それから、1980年代後半の抜本的税制改革のときにも「公平・中立・簡素」とうたわれたわけですけれども、その当時はまさに特例公債依存脱却ということ掲げて財政再建に努めていた時期でありまして、そういう意味では、できるだけ財政需要を十分な租税で賄えるようにするということは、租税原則の外で別途規律付けられていたという時代だったと思います。

それが平成時代にも引き継がれたわけでありましてけれども、今日においては相当多くの財政赤字を抱えるようになってしまったということですから、租税原則の一つとして、これまでも掲げられていたものの一つとして「十分性」の原則、つまり財政需要を満たすのに十分な租税収入が上げられるようにするということを今後我が国の租税原則の四つ目の原則として打ち立てるというようなことも、この中期答申の中であらうということはあるのではないかと思います。

私からは以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、翁特別委員、お願いいたします。

○翁特別委員

御説明ありがとうございました。

私も今、土居委員が御指摘になりました平成12年の答申も大変参考になると思っております。今回のヒアリングで、DXとか働き方の多様化という新しい動きが出てきているという様々な学びがありましたけれども、これに加えて、ここで言われている、「特に公正で活力ある社会」というものがますます日本にとって大事になってきていると感じております。

公正性の観点は、本当に働き方が多様になってきているということが非常に難しさも増しておりますけれども、それだけにフェアネスが非常に大事になってきているということだと思いますし、また、活力ある社会という観点では、DXが進んでおりますし、人口がどんどん少子高齢化していくという中で、一層持続的な経済発展ということに意を払っていく必要がありますし、同時に、将来世代に先送りしないという視点も大事になってきていると思っております。

足元を見ますと、本当に人口動態が変化して、生産年齢人口がこれから明らかに大きく減少していくということが見えていて、地方のあちこちでは人手不足の問題が顕在化しております。ヒアリングでも聞きましたけれども、終身雇用制や年功序列制度を基本とした働き方自体も大きく変わっていくというように思っております。そういった社会構造の変化にうまく対応できるような税制も日本が持続的に発展していく上で極めて重要で、こういったところでの税制の役割も非常に重要だと思っております。

今まで指摘されてきているような「公平・中立・簡素」の原則に沿い、また、日本経済や日本社会の置かれている非常に大きな変化に沿った形で、特に持続を考えた上での公正で活力ある社会ということを念頭に、国民に対しては分かりやすく答申を書いていくことが大事だと思っております。

以上でございます。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、吉川特別委員、お願いいたします。

○吉川特別委員

ありがとうございます。

私からは、土居委員、あるいは翁特別委員と重なるかもしれませんが、土居委員のお言葉ですと、「十分性」について私も発言したいと思えます。

確かに社会が大きく変わって、具体的には少子高齢化あるいは働き方、さらにデジタル技術が変化する中で、それに即応した税を考えなければいけないというのは、そのとおりだと思います。それは私どもの言葉で言うとミクロということになるでしょうか。

これに対して、土居委員の「十分性」というのは、マクロということになるかと思いますが、委員の皆様方は御存じのとおり、我が国の現状は、税収が歳出に比べて足りないという構造的な問題があります。振り返りますと、幾つかの段階を経てきているわけで、一つはバブルの崩壊、30年くらい前。それから、2008～2009年のリーマンショックを経て、税収不足、歳出とのギャップが拡大してきている、いわゆるワニの口と言われる現象は、委員の皆様方はよく御存じのとおりであります。

確かに税収というのは、経済成長あるいは景気に伴って変動するというのは事実ですが、日本の場合には、税収が言わば構造的に不足しているということは厳然たる事実であるわけですから、やはり税の問題を考える場合には、この問題を避けて通ることはできない。したがって、この構造的な税収不足をどうするか、全ての税について、いわゆる聖域を設けずに議論すべきではないかと。私も土居委員のおっしゃる十分性の原則ということにセカンドしたいと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、寺井委員、お願いいたします。

○寺井委員

御説明をいただきまして、ありがとうございました。

まず、社会保障負担と税の役割の違いを意識しながら答申を書くというのは大事なことなのではないかなと思います。国民にとってみれば、社会保障負担も税も同じ負担なのですけれども、期待される役割も違いますし、私自身は社会保障負担はあくまでも社会保険だと、保険料の役割に限るべきだと思っているのですけれども、国民には判断材料がないといいますか、よく分からない部分があると思いますので、答申ではその二つの役割の違いを意識しながら表記することが大事なことだと思います。

それから、簡素という点なのですけれども、例を出して恐縮ですが、個人所得課税で今、非常に様々な控除が行われていて、それは社会の問題に対応するために少しずつ少しずつ調整してきた結果というのものもあるのだと思います。ただ、これも非常に分かりにくいと思っていまして、人々の働き方の変化、それから家族の形態の変化に合わせて、基本的に抜本的に絵を描くといいますか、しっかり簡素な制度になるように描くということが求められていると思います。

最後に、中央と地方の役割も少し考えてみてもいいと思っています。デジタル化ということで、有識者の方からの御発言もありましたけれども、デジタルを使って様々なことができるようになっていて、地方に住みながら中央の仕事もできるようになっているし、中央に住んで地方の仕事ができるようにもなっていると。そうすると、地方の政策といいますか、地方が供給する地方公共財や地方の税に求められる役割も違うと思いますし、これからもっと地方分権できるところは進めていっていいと思っています。可能性が広がると思っていますので、例えば地方消費税などについてももっと考える余地があると思いますし、中央と地方の役割を考える、地方分権を進めるという意味で、税で何ができるのかを考える、こういうことも必要なのではないかと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、熊谷特別委員、お願いいたします。

○熊谷特別委員

ありがとうございます。

私からは、大きく5点申し上げます。

第一に、我々政府税調の役割として、グランドデザインを提示することの重要性を強調させていただきます。

少し大げさなお話をいたしますと、近年は物理学においても標準的な分析手法であ

った要素還元主義的なミクロの素粒子の成り立ちを解明する方法論に対する懐疑的な見方が生じております。こうした観点からは、政府税調には、個別の問題を解決する方策のみならず、様々な制度の相互作用などを踏まえた上で、歳入と歳出の一体改革、税と給付の一体改革、税と社会保障の一体改革、財政と金融の一体改革などに関するグランドデザイン、ビッグピクチャーをフォワード・ルッキングに提示することが求められているのだと思います。

他方で、「戦略は細部に宿る」という言葉もございますので、制度の細部にこだわることも極めて重要です。要は、我が国の将来を俯瞰して、グランドデザインをしっかりと提示した上で、鍵となる各論の部分についても徹底的にこだわるような答申を出すことができると考えます。

第二に、私個人の意見として、我が国が将来的に目指すべき社会像の根幹を一言で申し上げれば、活力と安心・安全のバランスの取れた公平な社会だと思います。まず、産業・企業の適切なペースでの新陳代謝などを前提に、労働生産性や潜在成長力を高めるなど、自立した個人の集合体である日本社会には、活力があふれていなくてはなりません。

他方で、リスクテイクした国民が仮に失敗した場合でも、何度でも再チャレンジできるセーフティネットがしっかりと整備されており、貧困の連鎖や格差の再生産などが決して生じないような、全ての国民がその境遇にかかわらず安心・安全に暮らせる社会であるべきです。

また、こうした社会像を実現するために不可欠となる、言わば横串とでもいうべき基本的な価値観として、ダイバーシティ（多様性）、サステナビリティ（持続可能性）、インクルーシブネス（包摂性）、見える化、トランスペアレンシー（透明性）、オープンネス（開放性）、デジタル化、共助、利他、共感、信頼、スピードなどのキーワードを重視すべきだと考えます。

第三に、時間軸を設定して、当面の課題と中長期的な課題を分けて議論することが肝要です。具体的には、我が国では産業・企業の新陳代謝を進めて、生産性の高い分野に労働資源などを円滑に移動させて、労働生産性や潜在成長率を高めることが喫緊の課題です。例えば配偶者控除、公的年金等控除、在職老齢年金制度、退職所得税制等の改革・撤廃等に関しても、「働き方に中立的な税制」という観点などから速やかに実施すべきです。

また、一般論として、課税ベースの拡大は迅速に実現していくべきですし、基本的な政策の方向性として、企業を一律に救うのではなく、デジタル化をてこに、弱い個人に焦点を当てて、真に困っている弱い個人の命と暮らしを守るインクルーシブな政策に移行することなども、なるべく早期に実現したいところです。

第四に、土居委員が御指摘になりましたけれども、租税原則に関しては、「税の十分性」に細心の注意を払うべきだと考えます。我が国でゼロ金利が永続するという慢

心は禁物であることを肝に銘じた上で、英国トラス政権の失政を他山の石として、財政の健全化と経済成長をバランスよく両立できるようなタックスミックスの在り方を模索する必要があります。

最後に、第五点目として、デジタル化などをてこにして、受益と負担をリンクさせる、「見える化」を加速することが肝要です。これは納税者の納得感を高めるという面だけではなく、税務データを用いた政策の効果検証を実施し、EBPMを推進する体制を整備するという面でも極めて重要です。

私からは以上でございます。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、足立特別委員、お願いいたします。

○足立特別委員

ありがとうございます。

私からは、公平性・中立性・簡素という租税原則の考え方と、社会構造の変化を見据えた今後求められる議論につきまして、国民の理解が得られやすいように、分かりやすい説明という視点から、人口構造の変化を踏まえた世代間の公平性を担保した社会保障制度の点と、そして新しい時代に適した働き方に中立な税体制について、二つの意見を述べたいと思います。

一つ目につきましては、世代間の公平性の実現につながる税・社会保障負担の考えが今後一層重要になります。明らかに現役世代が急減し、2040年問題につきましては、前期・後期高齢者の増大が想定されております。その中で、社会の活力の維持・向上には、健康寿命の延伸を目指した多様な就労や社会参加が認められる働き方の中立性と、被保険者の拡大や就労の長期化に応じた年金制度の整備などを交える形で、世代間の公平性を担保する受益と負担を見据えた点が重要になります。

二つ目につきましては、新しい資本主義におけます人への投資です。IT化が進み、働き方が変化する中で、成長産業への雇用の流動化を図るには、内部労働市場と外部労働市場の相乗効果を狙った人材育成、並びに内部労働市場の改革に中立的な税体制の見直しが重要になります。

我が国につきましては、長く内部労働市場についてOJTによる人材育成を行ってきておりますけれども、リスクリングと言われる現在においてもあまり変わりません。そうなりますと、個人が自立的に能力を向上させるMBA等のキャリアアップや職業訓練などは外部で行い、一方で、実務等の内部研修は行ってきましたが、外部・内部の労働市場の相乗効果を狙った、例えば最近ではヤフー、キリンホールディングス、ファーストキャリアにおけます相互副業といった外部労働市場のリスクリングの副業による人材育成が行われてきております。そうなりますと、これによって得られた能力を評価するには、一律的な従来の年功的職能給制度からの脱却なども最優先になります。

す。したがって、新しい時代に適した公平かつ働き方に中立的な税体制の視点は今後も一層重要であると考えられます。

私からは以上の二点となります。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、大田特別委員、お願いいたします。

○大田特別委員

ありがとうございます。

経済環境や社会環境が非常に大きく変わっていますので、既に何人かの委員がおっしゃいましたように、今、何が公平なのか、何が中立なのかを改めて考えるという点は大賛成です。

その上で、これまでのヒアリングを踏まえて、この時期に必要なポイントを簡単に五つ申し上げます。

第一に、賃金が上がり始めたこの時期を捉えて、企業の生産性を上げることが重要です。この観点から、現状維持で守るような政策税制はなるべくやめて、成長分野へのシフトを支える税制にする必要があると思います。

二番目、一人一人の人材を生かせるように、働き方に中立的な税にすることと併せて、能力開発など人的資本の形成を促す税制にすることが必要です。

三番目、デジタル分野で非常に速いスピードで新しいビジネスモデルが生まれております。これに税としてどう対応するかというのは大変難しい課題です。これに対して、例えば税制でも規制改革の特区のように何らかのオプトアウトの仕組みをつくっていくような手法も必要になってきているのではないかと考えています。

四番目、税による所得再分配機能をいかに強化するかが、以前と同じように引き続き重要な課題です。支援が必要な人をリアルタイムで把握して迅速に給付金を支払うという仕組みを今度こそ構築すべきだと思います。全国民に一律で給付金を支払うというのはコロナで最後にしたいと思います。

最後ですが、税制の決定の在り方として、インセンティブ税制は短期で終了しなければインセンティブにはならないということを確認したいと思います。いつまでも続きますと、これは単なる補助金になってしまいます。導入した政策税制は必ず所定の期間で終了させるといった税のディシプリンといいますか、規律を改めて確認することが必要だと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、赤井特別委員、お願いいたします。

○赤井特別委員

私からは、意味ある税制構築のため、実現性のため、三つほど簡単に述べたいと思います。

一つ目は、皆さんも言われている多様性のある働き方、少子高齢化、デジタル社会、新しい社会の変革に合わせて税制を新しく構築していくこと。それがいかに重要であるかをまず示す。税制の細かいところも示すのですけれども、変えていくということがいかに重要かということを示すということ。

二番目、その目的で、新しい税制構築に今、政府が取り組もうとしていること。さらに増税も含めて、その構築をしていかないと今後の日本経済は持続可能なものにならない。財政再建も含めて、そういうことを国民にしっかり理解してもらうことも意識したほうがいいと思います。

三番目、実現性の意味では、国民の理解をどのように進めていくのか、今どういう状況にあるのか。それから、どのようなタイミング、順序、ステップで税制を構築していくのが、実現性の意味で国民の理解とともに進めやすいのか。その辺りも含めて望ましい、これもタイムスパンです。ゴールのところは理想を掲げるのは重要だと思うのですけれども、どういう順序、タイミングで行っていくのが重要なのかということを考えることも重要かと思います。

以上です。ありがとうございます。

○中里会長

ありがとうございます。

武田委員、お願いいたします。

○武田委員

どうもありがとうございます。

私からは四点申し上げたいと思います。

一点目は、全体最適の視点でございます。皆様もおっしゃいましたように、経済環境、社会構造、そして技術が大きく変化しておりますので、目指すべき社会、目指すべき姿を実現する方向で、それに合わせて税を捉えていく必要があるのではないかと考えます。

二点目は、そのこととも関係いたしますが、目指す姿に向けて物事の本質を捉えた税制改正も必要になるのではないかと思います。例えば少子化対策については、効果が大変重要であると考えます。目指す社会の実現に向けて、少子化対策を様々な施策によって行うことが求められますが、本質的に少子化対策につながる施策なのかどうかしっかりと見極める必要があると考えます。

例えば今、議論されている少子化の本質を考えれば、未婚の問題、婚姻率の問題は非常に大きな社会課題であると思います。正規と非正規社員では未婚率が約二倍異なるという、本質的な問題を見逃して、既に子供がいる世帯ばかりに目が向いた施策になりますと、真の少子化の対策に果たしてなるのかどうか、こうした議論が必要であ

ると考えます。

三点目、働き方に中立な税制についてです。これも目指すべき社会として必要なことであり、生産性が高い分野に人々が移動していくには、働き方に中立な税制にしていくことが重要であると思います。つまり、これは労働問題だけではなく、まさに日本の持続的な発展・成長に資する議論であると考えます。

したがって、現在、岸田政権では三位一体の労働市場改革が議論されておりますが、税制が、そうした政権が進める施策と逆行しないよう、配偶者控除、退職金税制見直すべき時期になってきていると思います。

四点目は、見える化の観点、そして政策評価の観点でございます。国民の間で税に対する理解が進まない背景として、過去に行った政策に対する評価がきちんとなされているかどうかという面と、もう一つは、今後行う施策に対して、税ではどうなのか、保険料ではどうなのか、こうした議論が十分に見える化される形になっているかどうか。この辺りは一歩前に進めて見える化した上で、政策評価をきちんと行い、その政策評価を次の施策や税制・予算の議論に生かしていく、プロセス、循環が必要ではないかと考えます。答申の論点にできないかと思い発言させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○中里会長

ありがとうございます。

田近特別委員、お願いいたします。

○田近特別委員

今まで皆さんの御意見を伺っていて、私も多くの部分は賛成なのですが、私が言いたいのは二点。

一点は、全体をどう考えるか、あるいはこの答申の骨格部分ですけれども、課税原則が「公平・中立・簡素」と、それに「充分性」を加えるかどうかという議論が出ましたけれども、考え方としては「公平・中立・簡素」の原則の下に税制がどういう機能を発揮するか。皆さんの御意見もそうだし私もそう思うのですけれども、発揮すべき機能の第一は財源確保、それから資源配分を正す。それは環境問題とかにこだわらず、成長を促進するにはどうしたらいいか。それから、課税原則の場合は公平な負担ということでしたけれども、租税の機能としては公平性を実現する。所得税や資産課税。したがって、全体としては課税原則の上に税がどういう機能を発揮するか。そう考えたときに、現下の日本では圧倒的に財源確保が重要なのだと。どのくらい重要かというのは、ここから話すと大変ですから、それは皆さんと共有しているという思いで言いませんけれども、したがって、課税原則の下に今の日本の税制がどういう機能を発揮すべきかということなのかなと。

第二点は、いろいろな個々の問題がありますけれども、中里会長の第1期のときにも入っていましたが、デジタル化に対する対応が私も重要だと思います。その中でも

特に納税環境の整備ということで、申告納税のデジタル化をどう進めていくか。

たまたま僕も今調べているのですけれども、今の日本の現状では、マイナポータルに入る。そこでどこでつながるかというところ、「もっとつながる」とかいうところに入るのです。「もっとつながる」というところに入って、e-Taxに入ってやっていくということです。e-Taxに入っていて、どれだけ情報が入るかというところ、大分よくなりました。国税庁の努力にもタップしたいのですけれども、仮に私の場合、年金を幾らもらったか。そこは国家公務員共済とかでひもづけて、ファイルが入ってくるのです。そのファイルを貼り付ける。結構それは大変だということで、デジタル化、これも話せば長いことですし、終わりませんけれども、一つその中で言わせていただければ、申告納税のデジタル化を進めていってもらいたいということで、皆さんの意見に賛成です。おおむね同じなのですけれども、最初の部分はどういう骨格で議論するかというのはもう少し議論があってもいいのではないかと。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

宮永特別委員、お願いいたします。

○宮永特別委員

ありがとうございます。

本日は非常に簡潔な経緯の取りまとめと、それから、（参考としての）平成12年の取りまとめの基本的な考え方をお話いただきまして、本当にありがとうございます。

私から申し上げたいことは、まずこのように約20数年前から少子高齢化や人口減少の基調が変わらない中でも、いろいろな形での変化が起き、（問題の認識も進み）特にこの10年ぐらいいは中長期の視点に立った税と社会保障の一体改革の議論が非常に盛んになってきたという感じがしております。そのような中で制度の持続性を十分に考えるとともに、税と社会保障をそれぞれ大きく考えたときの税の目的や性格、及び社会保障の目的や性格、さらに、社会保障も年金だとか、健康保険だとか、雇用だとか、若干違いがありますので、各々の保障が有する助け合い方、或いはメンバーシップフィ的な性格の違いや整合性・共通性をもう一度よく整理する必要があると感じております。年代・世代の考え方も変わってきていますので、極力分かりやすくしていくことが国民的なコンセンサスを得るために大切です。そういう中でも、国民全体で公平に負担しましょうということをもう一度うたっていくことが一番大切なのではないかなと思っております。

それから、消費税を含めて国民全体で支える税制という中で、個人のライフサイクルを含めた長期的な視点に立ち、価値だとか社会のあり方や働き方、職業選択などのいろいろな意味での中立性をどのように考えていくかということも大切であり、この

辺りをもう一度整理することが企業側の立場から見ても望ましいのではないかなと思っております。

次に、企業の経営側の立場からは、ようやく難しかった問題に最近変化の動きが出てきた、芽が出てきたと感じており、この機会を大切にしていきたいと思っております。公正で公平な税制を考えていくためにも、賃上げとか、そういうものが今回可能になったことは重要です。そして、賃上げの基となる企業の競争力、そのために必要な投資の拡大、そのような面に関しましては、未来永劫というわけではないのですが、ある期間、この動き（イナーシャ）を大切にするための税制措置というものも、このような変化の時代においては大切なのではないかという感じがいたします。したがって、国内における設備投資や研究開発、従来以上に人的な資産への投資が促進されるような法人税のあり方も考えていただければと思います。

もう一つ、企業として、これからDXもどんどん進んでいく中で、特に国税、地方税の税務手続の簡素化・効率化に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、企業の国際的な競争力も大きな目で見るとますます大事になってくると思っておりますので、国際課税につきましては、企業の事務負担の軽減と公正な課税のバランスを取るということで、様々な意味合いで客観的かつニュートラルでバランスのとれた形の扱いを進めて頂ければと思います。日本の企業の国際競争においては、若干不利な（状況にある）部分も感じられますので、企業にとっても納得性のある制度設計を考えていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、増田悦子特別委員、お願いいたします。

○増田（悦）特別委員

ありがとうございます。

税制について国民に分かりやすく伝えることは、私など日々消費者、国民に接している立場としては非常に重要だと考えております。その場合、どのように情報を届けるかということが現状で大きな問題ではないかと思っております。

デジタル化ということの中で、ホームページやSNS、そのほか自治体からの広報紙など紙媒体も一定程度必要だと思いますけれども、今、オンラインによる情報発信の取得の場合、情報の偏りや、誤情報やフェイクニュースまで誘導するというようなことが多くありまして、正しい情報の届け方が大変難しい状況にあります。

特にコロナ禍におきまして、マスク不足や収入減少や病床が不足したという混乱がありましたから、国からの情報発信に非常に注目が高まっていますし、また、同時に国の税制や納税に関心が高まっているのではないかと思っております。

この期に、国民が自分事として理解できるように、内容自体を分かりやすくするこ

とはもちろんなのですけれども、あらゆる年代に届くように情報発信の仕方を工夫していただくことをお願いしたいと思っております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田中特別委員、お願いいたします。

○田中特別委員

私からはたくさんお話ししたいことがあるのですが、ずっと見ていて、経済成長の話や経済構造の話をするときに、どうしても中小企業や地域の役割、あるいはどう伸ばしていこうかといったような議論がなかなか出てこないなと思います。税や社会保険料の約半分ぐらいの負担を中小企業、地域が持っていて、なおかつ従業員やその家族を踏まえると中小企業の関係者は人口からすれば過半数にのぼるなど、経済に密接な関わりがあるところでどうアプローチしたらいいのだろうというのを私は常に考えています。今までの日本は国と大企業がしっかりとしたエンジンでここまで引っ張ってきてくれたのだと思うのです。その中で、地域も中小企業もその恩恵を受けてきたのかもしれないのですが、そろそろ地域と中小企業をもうちょっと活力あるエンジンにして、双発のエンジンとして国を動かしていく必要があるのではないかなと感じています。もちろん国家の繁栄という視点と個人の幸せという視点、両方を見ながらバランスよくこのエンジンを動かしていくことが大事ではないかなと思っています。

一方で、地方も中小企業もなかなかその役割を引き出せていないような気がします。一つには、公平・中立という下で、法人に対する取扱いが一緒くたになっている。企業によって条件や役割が違うものの、それを単純に比較して行って、ゾンビ企業は退場しろということではないような気がします。

この調査会でも、星先生からゾンビ企業は退場せよといったお話を伺ったときに、中小企業政策としてどう考えているのかお聞きしたところ、ゾンビ企業は退場しろというのは大企業の話であって、中小企業と一緒にどうしたらいいかという議論はされていないと言われていました。でも、今日の資料を見ると、全部の企業について効率の悪い中小企業は退場せよというような議論につながっていくことを懸念しています。特にそういう議論が至るところで見えるということがありますが、それはとてももったいないと思います。

それから、地方はもう少し何とかしたほうが良いと思うのです。それは地方税をどうするかということではなくて、地方と中小企業のエンジンをどうやって動かしていくのか。もっと言えば、個別最適化された地方社会や地域経済のモデルをどうやって構築するかということに取りかかるべきだと思っています。ところが、そういうことに取りかかれていないのが現実ではないかなと思っています。

そういったことを今ここで始めないと、今までどおりの繰り返しになってきて、負

担をするだけになってしまいます。中小企業とか地方は負担のことだけ考えればいいということでは、やはり首を絞めていくことにならざるを得ないのではないかなと思っています。そういったことが今までと大分違うと思うのです。だから、新しい資本主義であるとか、将来についてどう考えたらいいのかということを経験すべきだと思っています。

お話のあったとおり、平成12年の資料のまとめ方は、僕はとてもいいと思います。ただ、ここに出てくる法人課税についてはちょっと違うかなと思っています。やはり今までと違って、これからの社会に対してどういうふうに動かしていくのか、ということが問題であるのかということに気づくような議論を展開していただければありがたいなと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、神津特別委員、お願いいたします。

○神津特別委員

ありがとうございます。

中期答申に向けて、皆様と同じように大いに期待する立場から発言をさせていただきたいと思います。

まず、コロナ社会がもたらした様々な変化、その対応で主なものは働き方改革に代表されると思います。大企業、中小企業も含めて、ほかの会社で働いてはいけないというのが当たり前だったのが、今は副業が当たり前という時代に大きく変わってきました。そうすると、税務の上でも年末調整で終了という世界でなくて、確定申告まで至るような時代になってきた。

それから、よく言われているように、テレワークという形で、別に会社の事務所に出勤しなくても、自宅とかそういうところで十分お勤めができるという社会の大きな変化、それと女性の働き方改革、ますます女性の社会進出が重要になってきて、それに若い方をはじめほとんどの方々が応え始めているということで、所得税の基礎控除のあり方とかを見直すことも必要かなと。もう一つは、高齢者の働き方がまた問題になってくる。年金とのバランス、給与とのバランス、雑所得とのバランスということです。この社会の変化がもたらす大きな変化の1つだと思います。

それと、多くの方々が御指摘になっていらっしゃるけれども、デジタル化社会への対応でございます。田近特別委員がおっしゃっていたことともかぶるわけでございますけれども、税務のデジタル化や、これから10月に開始されるインボイス制度への定着を真剣になって本当に定着させていかないといけないなと思います。

コロナで傷んだ中小企業は、かなり傷んだけれども、残った企業は大体強いと思います。その強い企業がこれからデジタル化で明るい社会に向かっていくというような

視点が大事かなと思う次第でございます。

チャットGPTという言葉をつい最近聞いたばかりですけれども、もう社会にほとんど蔓延しているというようなすばらしい変化でございます。こういうことが今度の答申でどのようにアプローチできるかということも大事なことだと思います。

それから、岸田内閣が異次元のおっしゃっている少子化、高齢化社会に対する対応でございます。税でできる少子化、高齢化対策というのは非常に限られたお話だとは思っておりますけれども、これに対する提言もぜひお願いしたいと思っております。

それから、税のことでございますけれども、昨年末の大綱で示された相続税等の資産税課税の問題については、大変いいアプローチをされたと思います。年収では今、2兆5000億円ぐらいということで、非常に少ない税金でございますけれども、都内に自宅を持っている方がほとんど申告義務のある制度ということはずごく大事なことです。これからは給与所得、事業所得、不動産所得などのフローの所得から、ストックへの課税にどのようにアプローチするかという問題でございます。

大企業をはじめ、最近、3月決算の発表がいろいろとされておりますけれども、売上高、それから純利益金額等もトヨタが3兆円を超えたとか、ほとんど空前の決算を発表されておいて、それは非常に喜ばしいことだと思いますけれども、一方、田中特別委員が御指摘なさっていたのですが、中小企業は雇用の7割を支え、企業数の98%を占める割には、なかなか強力なインパクトのある改正に至っていないということでございまして、両輪というようなことを田中特別委員がおっしゃっていましたが、中小企業をどのようなデジタル化によって伸ばせるか、それから地方の活性化によって中小企業をいかに伸ばせるかということが一つの起点だと思います。

最後になりますけれども、大田特別委員がおっしゃっていたことで、低所得者対策や子育て支援など、今までのように一律国民全員に配るというようなことはやめろということに大賛成でございまして、マイナンバーカード等を利用したピンポイントの改正、ピンポイントの支援が大事かなと思います。

マイナンバーカードの定着でございますけれども、先日、健康保険の誤入力すごい数、信じられないぐらいの数があって、これはまだ使えないなというような実態を示している。国民の間にはせつかくもう70%以上普及してきて頼りにしているものが、このような脆弱な体制ではいかなものかということでございますけれども、税務の側もそんなに焦ることなく、確実な定着がマイナンバーカードでも必要かなと思う次第でございます。

以上でございます。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、辻委員、お願いいたします。

○辻委員

私は専門が行政学なので、少し行政学的な観点から、特に先ほどから議論になっていますデジタル化と納税環境の変化について一言申し上げたいと思います。

今回議論に参加させていただき、非常に包括的で実り豊かな議論ができていると思うのですが、同時にその中でも各分野でデジタル化の影響についていろいろ議論があったと思います。

今日もそうですが、デジタル化に関して直接政策税制のあり方がどうなのかということも重要な論点ですし、どういう納税環境がふさわしいのかというべき論も非常に重要だと思うのですが、同時に、デジタル化が進む中で納税者意識が変わってきていますし、当然のことながら税制改正に伴うシステム変更、これに伴う費用対効果も変わってきているということがありますし、それが前提となっている議論も多かったと思います。

今後答申をまとめていくに当たって、要するに、あるべき納税の姿。税制のあり方を考えるに当たっても、現実問題でそれをめぐる納税者の意識がどう変わってきているかという事実問題も非常に重要なので、とりわけ納税環境や行政システムに係るデジタル化、それに伴う改定の費用対効果や納税者意識の変化を可能な範囲で客観的にその変化を打ち出せないか、ないしは今後どういうふうに変化していくかということをおある程度予測できないか。それも踏まえた望ましい税制のあり方を打ち出していくのが現実的な税制のあり方、受け入れられる税制のあり方を考える上でも重要です、そうした努力の観点も必要だということをおうまく盛り込めないかと思っております。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

岡崎特別委員、お願いいたします。

○岡崎特別委員

ありがとうございます。

全国市長会から出ておりますので、地方の立場で意見を述べたいと思います。

参考になっております平成12年の報告の中でも、「地方税の財源の確保」という文言が入っております。国税と地方税の配分の部分では、特に地方消費税の配分の部分でも一定の御配慮をいただいております、それが基盤の財源として地方の財源になっている。

社会保障のお話が出てきておりますが、人口減少の中で社会保障のいわゆる保険料自体の負担も増えてくるとは思いますけれども、御承知のとおり社会保険料の限度額もどうしてもありますので、その部分は公費の負担がこれからまたさらに増えてくるとは思います。社会保障費の公費の割合は、基本的には「国が2分の1、地方が2分の1」。これが基本的な財政の負担構造になっていますので、恐らく人口減少が急速に進んでいった中で、社会保険料の引上げは当然一定あると思いますが、それだけでは

カバーできない部分は当然公費負担になるので、社会保障費の公費負担の2分の1は地方負担であるということがありますので、地方財源の確保は非常に重要になりますので、そこはこれまでも書き込んでいただいておりますが、またその点はどうぞ御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、芳野特別委員、お願いいたします。

○芳野特別委員

ありがとうございます。

答申を取りまとめるに当たり、連合としての税制改革の考え方を述べさせていただきます。

連合は、税制改革の基本理念として、税制全体の総合的な見直しによって、所得・消費・資産それぞれに対する課税のバランスを保ち、公平・連帯・納得の理念を実現する必要があると考えています。特に、少子高齢化、人口減少、貧困の固定化や格差の拡大、所得の二極化に歯止めがかからない中、社会を維持するための経費は公平に分担することを基本に据えるべきです。

さらに、格差社会を是正していくためには、税と社会保障による所得再分配機能を強め、世代間の公平に配慮しつつ、所得税や相続税の見直しを中心に、垂直的公平を強化し、水平的公平を確保する税制改革が必要です。

あわせて、税の財源調達機能が低下する中、将来世代への負担の付け回しの先送りに歯止めをかけ、社会保障などのセーフティネットの持続可能性や財政に対する国内外の信頼を確保するための行財政改革と税制改革を通じたプライマリーバランスの黒字化を図り、中長期的な債務残高の圧縮を着実に進める必要があります。今後の取りまとめに当たっては、こうした観点に重点を置いた検討を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、梶川特別委員、お願いいたします。

○梶川特別委員

各先生方、また事務局の御説明とほぼ重複するのですが、平成12年の基本的な考え方は非常に分かりやすく整理されていて、現状と課題というの、今も方向性としては本当にそのままだと思うのです。

逆に、これが20年前に書かれたものであるということが、非常に有用ではあるのですが、その後、個別の制度ではいろいろな進展があったと思うのですけれども、冒頭、

土居委員のおっしゃった租税の十分性のような一番大きな問題が20年たっても全く同じ状況にあるということは、何がこの進展をそう簡単にさせていないかということ。分かり切ったことかもしれないのですけれども、その辺に対して優先順位なり重点化をしたメッセージなりを今回の答申の中でも書き入れていただければという気はいたします。

もちろんいろいろな項目、個別のテーマごとに整理される必要があると思うのですが、進展があったのかということもそうですし、進展しない理由というようなものも少し具体的に見せていただけたら、この後の進展につながるのではないかと。

そういう意味で一つだけ私が思うには、「中立・公平・簡素」みたいな税の徴収に関する原則はあるのですが、大前提としてパブリックサービスを国民が受けていることへの納得感がないと、税を負担することの納得感、どれほど税制が的確であっても感じない部分があるのではないかと。そういう意味では、熊谷特別委員がおっしゃったグランドデザインというか、受けているサービスに対する政策評価的なことも含めた納得感に対する、それを助長するメッセージを含めて、税の負担に対するメッセージを書いていくこともすごく必要になるのではないかと気がいたしました。

以上でございます。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、秋池特別委員、お願いいたします。

○秋池特別委員

全体に議論を重ねてきまして、包括的に様々な論点について多くの委員の皆様の御意見が出てきているし、有識者のお話も伺って、良い議論になったかと思っております。

その上で、他の委員の先生方からも様々な御意見が今日出ておりましたけれども、究極的に二つのことなのかなと思っております。やや重なる二つでもあるのですが、やはり財政が健全であるということは、何かが起こったときの動ける体力でもあるということもでございます。したがって、そこを目指した税が実現するような取組があるといいと思っております。

そういった意味で、ただいま梶川特別委員もおっしゃったところで、以前より私も申し上げたところではございますけれども、何を受益しているのかということがよりよく国民に伝わるといことは納得感につながると思いますので、そういった努力は今後も続けていただければよろしいかと思いました。

二つ目なのですが、他の委員の皆様がおっしゃっておられたとおり、新しい課題がたくさんあり、不安定で見通せない。なおかつスピードの速い世の中でどういうグランドデザインを描いていくのかということ、今回の答申に全てを書くというのは難しいのですが、税調の中長期の取組としてつくっていかれるとよろしいかと思いまし

た。

そういった意味で、昨年の11月頃だったかと思うのですけれども、税調の資料の中に、財務省が持っているデータを基に行われた分析、省内で若手の方がお取り組みになった分析がありました。データを基にエビデンスベースで分析をするということはよく言われるのですけれども、実際には結構大変な作業になりまして、あらゆることでやるのは難しいと思うのですけれども、幾つかの重要な点について、あるいはデータがかなり整っていて、それを分析することによって、実は感覚的にされている議論に強い証拠が与えられる。あるいは、思っていたのだけれども実はそうではなくてこうだったのだというようなことが見えるようなものに関しては、今後もそういったお取組があると、はっと気づくところもございますし、また主張がより強くなるというところもございます。もちろん財務省だけではなくて、学会の皆様などもそういった御活動をされていると思うのですけれども、そういったものが今後もあるとよろしいかと思いました。

ただ、繰り返しになりますが、非常に大変な作業でございますので、全てにおいてそれをという意味ではございませんけれども、今回の一連の議論の中でやや今までにない特徴的なことでありましたので触れさせていただきました。

以上でございます。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、井伊雅子委員、お願いいたします。

○井伊（雅）委員

ありがとうございます。

見える化や分かりやすさは本当に重要なことだと思います。専門家でもなかなか議論についていけないことがありますので、その点は進めていただきたいと思います。

私からは一点、現在、異次元の少子化対策が話題になっていますけれども、財源に関して税と社会保障を一体に考えること。どちらも国民の負担ですので重要だと思います。

その点で、名前は適切なものを考えていただければいいのですけれども、以前から議論になっている給付付き税額控除の導入も考慮してほしいと思います。財源の手当てがないという指摘がよくされる場所ですが、所得控除を廃止すれば財源があると思いますし、諸外国でも行われていることです。ぜひこの点も答申を書く上で考えていただければと思います。

私からは以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

刀裨館委員、お願いいたします。

○刀祢館委員

ありがとうございます。

今日の議論の中で、財政需要を満たすために十分な租税を確保する必要があるという点、それから全ての税に聖域を設けない、こういった考え方は非常に重要かと思えます。一方、租税負担の増加に対する国民の抵抗感も根強く存在するということがあります。

そこで二点考えるのですけれども、一つは今日の議論にもありましたように、税・社会保障の一体改革を含めたグランドデザイン、その中で租税の在り方を問うていく、提案していくということです。

もう一つは、必要な財政需要をどう捉えるのか。それを満たすためにどのような手段が必要で、そのうち租税の役割をどう見積もるのかという点について、国民に説得力のある数字なり方策なりをどう示していくのかという点も重要なのではないかと思います。先ほどの負担の納得感ということにもつながるのだと思います。

そのためのある種客観性が伴えばなおいいわけですけれども、そういった形で国民に提示する仕組みをどう担保していくのかということについて、どのような選択肢が考えられるのか、委員の方々のさらなる御意見を聞きたいという気がいたします。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、岡村委員、お願いいたします。

○岡村委員

本日の税制調査会では、事務局からの御説明もございましたように、これまで有識者ヒアリング等を通じて社会構造の変化に関する実像を把握するという点で進めてまいったかと思えます。デジタル化が社会に与える影響、企業の成長や起業、働き方の多様化、ライフスタイル、その他幾つかのことがございましたし、海外調査も行ってきたと思えます。

そうしたもののなかで、特にデジタル化やグローバル化、働き方の多様化等に関しては、これまでの税制の考え方、租税原則や税制理論といったものでなかなか割り切れないという点や対応が難しいようなところもいろいろとあるのではないかと。細かいことまでは今は申しませんが、思い返してみるとそのような気持ちという点も考えを持ったことが何度もございました。

こういった問題は当然すぐに結論が出るようなものではないと思うのですけれども、社会構造の変化に対して税制がどうあるべきかというあり方を論じることが肝要かと思えますので、可能なものについて記載をしていくというスタンスで進めていくのがよいのではないかと思います。

以上でございます。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、神野会長代理、お願いいたします。

○神野会長代理

ありがとうございます。

たくさんの御意見をありがとうございました。

私からも感想めいたものを言わせていただければと思いますが、平成12年の文書は非常に的確に書かれていると思いますし、これを基礎にすることが重要だと思いますが、一つ、基本原則や租税の意義を考える場合に重要な点は、私たちはコロナパンデミックに襲われたことです。コロナパンデミックは日本だけではなくて世界中に、この社会の持っている矛盾を増幅させたと言ったらいいのか、白日の下に暴き出したのではないかと思っております。

まず、明らかにこの間、財政が出ていかなければ、つまり私たち人間の社会が共同の困難に襲われたときに、財政は有効に機能しなければいけないのだということ、つまり人間の社会で最上位に位置づけられなければいけないのは命で、そのためには経済活動も止めなければ、あるいは社会活動さえ止めなければいけないという事態に陥りますので、財政がとにかく有効に機能しなければいけないのだということは重々に学んだと思います。

そこで租税の意義ですが、租税は私たち人間の社会の共同の困難に対応するための共同の事業を行うための負担金だと。税・財源調達機能ということを書いてありますが、それを認識することが重要ではないかと。フランス語でtaxeと行って、積極的に負担するものというか差し出すもの、負担するという意味が入るのですけれども、Impôtと言うと貢ぎ物、上から取られるものという意識が非常に強いのです。日本はImpôtという意識が非常に強過ぎて、taxeという意識が弱いのではないかと思っておりますので、今、とにかく協力して共同の困難に対応しなければいけないのだということが生まれたときでもあるので、積極的に租税は負担し合うもので、負担させられるものではないということは、明確に国民に認識してもらうための努力をすることが重要ではないかと思っております。

そういう観点から言うと、日本は租税抵抗が強いものですので、僕に言わせると低過ぎる政府になっているのです。そもそも国民負担率も低いのですけれども、租税負担率だけ取るとOECDで一番低いメキシコにもう負けるのではないかというぐらいになってきて、あまりにも低過ぎる。このことがコロナパンデミックの中で私たちの社会にもたらしている大きな矛盾を増幅させてくれたと思っております。

租税原則のほうで言えば、これまでも繰り返し言われていたように、私のやっているドイツ財政学では、租税原則は財政政策上の原則で一番上に来ますので、その後、経済政策上の原則、中立というのはそれに応えているのだと思います。

それから、社会政策上や公正の原則として、ここでは公平も出てくるし、簡素というのは普通、我々は税務行政上の原則のところ整理しているわけです。そういう意味から言って、財政を有効に機能させるためにも、ここは充分性、本来はもう一つ可動性というのが入るのですが、繰り返しこれも土居委員がおっしゃっていたように財政政策上の原則を最上位に置くことが重要だと思います。

もう一つ、大田特別委員が御指摘になりましたが、このコロナパンデミックの中で日本だけではなくて世界的に所得再分配の話が非常に大きな問題になってきて、格差と貧困が広がり過ぎているというのが大きな問題になっているわけです。その中で、一つは租税が格差に重要な役割を果たしているのではないかと。それが言われてきたときに、もちろん累進性がなくなっているということも指摘されているのですが、御存じのとおりピケティは、あまりにも労働所得の負担が重過ぎて、資本所得が軽過ぎるということを強調しているのです。

こういう租税原則では普通、我々は累進性の原則と差別性の原則が公平に必要で、累進性の原則は言われているのですけれども、差別性の原則は第二次世界大戦後、言われなくなってしまった。差別性の原則というのは、同じ所得でも資本所得と労働所得があったときに、労働所得は病気になったらもらえないのだから明らかに労働所得のほうが低いので、労働所得には低くし、資本所得には重くするという議論があったのですけれども、それが第二次世界大戦で消えるのです。

ノイマルクの指摘によると、それは第二次世界大戦中に累進性が強まってしまったから、資本所得というのは高額所得を形成するので、累進性できちんと捉えられているからいいのだと理解されるようになったと言われていたのですが、近々、一億円の壁というようなことを考えると、累進性が弱まっているのであれば、少し差別性も考えなければいけない。

この点を考える上で日本が問題になってくるのは、一番高いというわけではないのですが、社会保障負担が相対的に比重からいうと高く、社会保障負担には御存じのとおり、この間、地方税も抜かれて、もう国税も抜かれているという状態ですから、あまりにも依存し過ぎているということが、逆にこの間問題になってきた。というのは、格差や貧困が増えてきたので社会保障で対応しなければいけないと世界的に考えても、社会保障負担を引き上げるといったら、どうしてもまた労働所得に重課するようなことになるので、なかなか使えないぞというようなことができているので、社会保障負担と租税との関連を少し考えて、租税負担を考える必要があるかなと思っています。

ここで重要なのは、事後的に累進性によって所得再分配するよりも、最近強調されているのは、事前的に財政が所得再分配しておく必要があるのではないかと。それは労働市場に参加するための条件をきちんと整備してあげる、つまり子育てとか何とかを含めて、女性もちゃんと差別なく労働市場に参加できるようにということだけではな

く、極めて質の高い教育に誰でもアクセスできるようにして、労働市場における格差がなくならないようにしよう。

つまり、今までも結果の平等よりも機会の平等だと言われてきたのだけれども、機会の平等をどうやって確保するのかということになってくると、事前的な再分配と言われていたもののように、そこに公共サービスを提供していくしかない。これは社会保険では無理なので、どうしても租税に依存せざるを得ないということになってくると、租税の必要性というのは、このパンデミックの中でとても重要だという認識が国民の間にもできたのではないかと思いますので、パンデミックで揺すぶられてきてきた様々な問題を考える上でも、財政を有効的に機能するために、租税が基本的に重要なのだということは訴えていく必要があるかと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

個別の税目に関連するような各論的、具体的な話につきましては、次回以降の会議において御意見を頂戴できればと思ひまして、今日は総論的なこと、全体的なことについて御意見をお伺いしたのですけれども、他にどなたかございますでしょうか。よろしいですか。

多方面にわたる多くの御意見、御指摘を賜りまして、本当にありがとうございます。

本日、大変貴重な御意見を頂戴いたしましたので、それらの御意見を可能な限り反映すべく、文案の執筆を、神野会長代理とも御相談しつつ、実務的に、事務局や何人かの先生方にも場合によってはお力をお借りしながら、こちらで進めていければと考えているところでございます。

次回の政府税調は今月下旬に開催したいと考えておりますが、その際、昨年複数回にわたって開催した外部有識者ヒアリングでの議論や昨年秋に行いました個別税目の議論、さらには今日皆様から頂戴いたしました御意見なども踏まえた上で、さらに今月、次回の政府税調で皆様から御意見をいただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

なお、次回以降は慣例に従ひまして、非公開の起草会合として政府税調を開催したいと思うのですけれども、皆様、そのような形でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

思いの丈を述べていただくために、今までもそうしてきたということです。ありがとうございます。

それでは、次回以降の総会は、起草会合として開催することにいたします。

引き続き、答申取りまとめに向けて、委員の皆様の御協力を賜りたいと思ひますの

で、その点、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日はこの辺りで終了したいと思います。本日の会議の内容は、この後私から記者会見で記者の皆様に御紹介したいと思います。

次回の起草会合の日時などに関しましては、それが決まり次第、改めて事務局から皆様に御連絡を差し上げます。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、本当にありがとうございました。

[閉会]